

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
氏 名 松田産業株式会社
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 松田芳明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 三反園訓



許可の年月日 平成29年 3月27日
許可の有効年月日 平成34年 3月26日

複写禁止

1 事業の範囲

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、
廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず

以上9種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は
保管を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ
積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げること
ができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

所在地	鹿児島県霧島市溝辺町麓字曲迫282番1
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
面積	13.5平方メートル
保管上限	12立方メートル
積み上げることができる高さ	－（屋内で保管するため）

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

更新許可	平成14年3月27日	
変更許可	平成15年2月28日	積替保管場所「鹿児島県始良郡溝辺町麓字曲迫282番1」を新設
変更届出	平成15年7月25日	法人の代表者を「松田洋」から「松田芳明」に変更
更新許可	平成19年3月27日	
更新許可	平成24年3月27日	
変更許可	平成26年11月14日	取り扱う産業廃棄物の種類に「紙くず、木くず」を追加
更新許可	平成29年3月27日	



5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

複写禁止



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
 氏 名 松田産業株式会社
(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 松田芳明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 三反園訓



許可の年月日 令和 2年 1月26日
 許可の有効年月日 令和 9年 1月25日

複写禁止

1 事業の範囲
別表のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）
なし

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

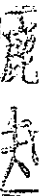
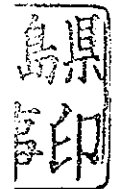
変更許可	平成13年10月24日	取り扱う産業廃棄物の種類に「廃油（灯油類及び軽油類又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン）、廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、
------	-------------	---

鹿児島

シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物)、廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物)、汚泥(次のものを含むことのみにより有害なものに限る。水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物)」を追加

更新許可	平成15年1月26日	
変更届出	平成15年7月25日	法人の代表者を「松田芳明」に変更
更新許可	平成20年1月26日	
更新許可	平成25年1月26日	
優良認定	平成25年1月26日	
更新許可	令和2年1月26日	
優良認定	令和2年1月26日	

- 5 鹿児島市の積替え許可の有無 有 無
- 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 無



(別表)

複写禁止

事業の範囲	
収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）	
取り扱う産業廃棄物の種類	
廃油	揮発油類、灯油類及び軽油類又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン
廃酸	水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物
廃アルカリ	水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物
汚泥	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物

